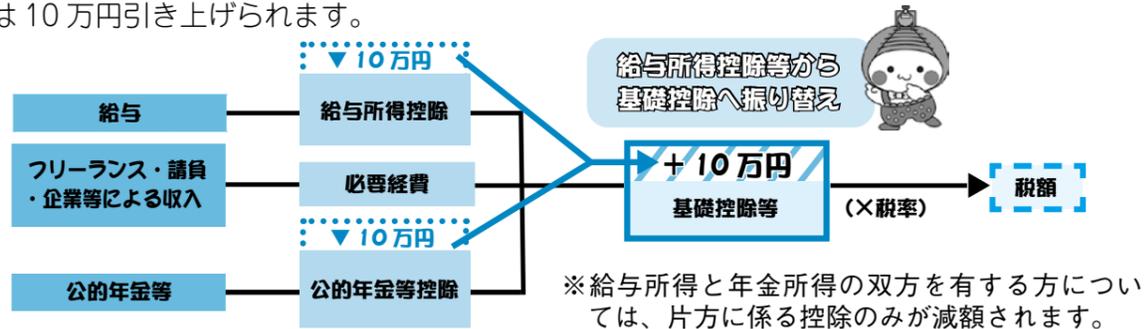


令和3年度から 個人住民税が一部改正されます

令和3年度（令和2年分収入）の個人住民税（市民税・県民税）から適用される主な改正点を紹介します。

給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振り替え

給与所得控除および公的年金等控除の控除額は一律10万円引き下げられ、基礎控除の控除額は10万円引き上げられます。



所得金額に関するその他の改正点

要件等	改正後	改正点
同一生計配偶者および扶養親族の合計所得金額要件	48万円以下	10万円引き上げ
配偶者特別控除に係る配偶者の合計所得金額要件	48万円超133万円以下	上限・下限とも10万円引き上げ
勤労学生控除の合計所得金額要件	75万円以下	10万円引き上げ
障がい者等（※1）に対する非課税措置の合計所得金額要件	135万円以下	10万円引き上げ
均等割の非課税限度額の合計所得金額	28万円×（同一生計配偶者＋扶養親族の数＋1）＋10万円＋17万円（※2）	28万円×（控除対象配偶者＋扶養親族の数＋1）＋17万円（※2）
所得割の非課税限度額の総所得金額等	35万円×（同一生計配偶者＋扶養親族の数＋1）＋10万円＋32万円（※2）	10万円引き上げ（※2）

（※1）障がい者、未成年者、寡婦または未婚のひとり親
 （※2）同一生計配偶者または扶養親族を有する場合に加算

未婚のひとり親に対する税制上の措置および寡婦（夫）控除の改正点

寡婦（夫）控除の見直し

- 寡婦控除の所得金額要件に所得金額の制限（所得500万円以下）が設けられます。
- 住民票に本人との続柄が「夫（未届）」または「妻（未届）」に相当する人がいる場合は、寡婦（夫）控除の対象外になります。
- 子を扶養する寡夫の控除額（改正前26万円）について、子を扶養する寡婦と同額（改正後30万円）となります。
 ※子を扶養する寡婦（夫）控除は、ひとり親控除に変更になります。

ひとり親控除の創設

- 下記の要件すべてに該当するひとり親について、婚姻歴の有無・性別に関わらず、ひとり親控除（30万円）が適用されます。
- 他の人の扶養親族ではない総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子を有していること。
 - 本人の前年の合計所得金額が500万円以下であること。
 - 住民票に本人との続柄が「夫（未届）」または「妻（未届）」に相当する人がいないこと。

未婚のひとり親に対する非課税措置

ひとり親の要件に該当し、合計所得金額が135万円以下の人には、婚姻歴の有無・性別に関わらず市・県民税を非課税とする措置が適用されます。



▲市HP QRコード

税制改正についての詳細は「令和3年度（令和2年度分の収入）から適用される市・県民税の税制改正について」を確認ください。
 ※11月上旬開設予定



【問い合わせ】税務課市民税係 ☎ 83・8113 FAX 83・8514

財政健全化判断比率等の状況

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」により、令和元年度決算に基づき算定した本市の各比率は下記のとおりです。全ての項目について早期健全化基準を下回っており、財政的に健全な状況にあります。

財政健全化判断比率

比率名	比率	早期健全化基準	財政再生基準
①実質赤字比率	—	12.61%	20.00%
②連結実質赤字比率	—	17.61%	30.00%
③実質公債費比率	4.9%	25.00%	35.00%
④将来負担比率	—	350.00%	

【財政の早期健全化について】上記比率のいずれかが早期健全化基準以上の場合には、早期健全化計画を策定し、自主的な改善努力による財政の健全化に取り組まなければなりません。

【財政の再生について】上記比率のいずれかが財政再生基準以上の場合には、財政再生計画を策定し、国等の関与による確実な再生に取り組まなければなりません。

①実質赤字比率

一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率（黒字のため「—」表示としています）

②連結実質赤字比率

全会計を対象とした実質赤字または資金の不足額の標準財政規模に対する比率（黒字のため「—」表示としています）

③実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金および準元利償還金の標準財政規模に対する比率

④将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率（将来負担がないため「—」表示としています）

資金不足比率

会計名	比率	説明	経営健全化基準
公共下水道事業	—	公営企業ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率（各会計とも赤字または資金不足を生じていないため「—」表示としています）	20.0%
農業集落排水事業	—		20.0%
水道事業	—		20.0%

【経営の健全化について】比率が20%以上となった場合には、経営健全化計画を策定し、自主的な改善努力による経営の健全化に取り組まなければなりません。

【問い合わせ】財政課財政係 ☎ 83・8104 FAX 82・1065